

森・森の会ひろしま 規約

■規約

(名称)

第1条 本会は、森・森の会ひろしま（以下「森の会という。」）と称する。

(目的)

第2条 森の会は、一般県民が会員とともに森の豊かさ、奥深さを存分に味わい、豊かな自然生態系が形成されている森の中で種々の生物が息づいている様子を五感を駆使して体感し快適さを味わう。そのうえで森林の存在がいかに重要かを会員指導の下、参加者に再認識してもらうべくその事業を実施する。

(構成)

第3条 森の会は、森林の機能や自然の生態系、自然環境、また森の楽しみ方などについて興味を持ち、積極的に知識の吸収を図る意欲のある人であれば自由に参加することが出来、会員個々についての資格は特に問わない。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 森の教室事業：第3条に関わる森林の多面的機能や生物多様性などについて森林散策及び座学を通して理解し合い、知識の共有を図る
2. 「森のイロハ」及び「森のクラフト体験」の活動拠点は、「県立もみのき森林公園」とする。ただし、学校や団体等から活動拠点を他所で行いたい旨の要請があった場合は、その内容を精査の上実施する。
3. 森の会会員の手作り商品の販売等を実施する。
4. 前3項の実施に関することは、別に定める。

(役員)

第5条 森の会に次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・会員 第3条による会員
- ・事務局長 1名

(入会)

第6条 新規入会を希望する場合は第3条の趣旨を理解の上、会が別に定める入会申込書に記載の会長に提出する。

(募集)

第7条 会員募集は次のとおりとする。

1. 会員が知人等に勧誘を働きかける
2. ホームページ等に募集記事の掲載をする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会員を代表し、会務を総括する。

2. 会長に事故のある時は、会員がその職務を代行する。
3. 会員は各々の持ち味を生かし、事業の企画、実施にむけ職務を遂行する。
4. 事務局長は事業を円滑に推進するために、関係者と協力のもと職務を遂行する。
5. 会員相互間の連絡は、電子メールまたは電話で行うことを基本とする。

(役員等の選任)

第9条 会長、事務局長は、会員等の互選とする。

(役員等の任期)

第10条 役員任期は、原則として2年とし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第11条 森の会の会議は、必要に応じ会長が召集し次の事項を決定する。

2. 会議の議事は、会長が議長となり、進行する。
3. 本会の事業の企画、立案に関する事項
4. その他重要事項
5. 議決は、電子議決（メール等）で実施することができるものとする。

(経費)

第12条 森の会の事業に必要な経費は、各助成金、協賛金、参加費及びその他収入をもって充てる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、森の会に関し必要な事項は、委員会にて定める。

付 則

(施行期日)

1. この規約は平成28年4月1日から施行する。
2. この規約は発足後一定年数が経過したのち会を取り巻く状況が変化した場合は、その状況に合わせて規約を見直しをする。

森・森の会ひろしま 入会申込書

私は、森・森の会ひろしまの規約に同意し、会員になることを申し込みいたします。

申込日 年 月 日

フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭 平	年 月 日	性別 男 女
フリガナ			
自宅住所	〒 広島県		
TEL		携帯電話	
FAX		Eメール	
緊急時連絡先			連絡先名
フリガナ			
勤務先名 (現在勤めている人)			

金融機関記入

支払方法	銀行・信金 農協・信組	支店 支所	金融機関 コード			支店等 コード			
(フリガナ)			種別	普通・当座					
口座名義			口座番号						